

「生駒市立小・中学校のあり方に関する基本的な考え方」に対する必要な対応と懸念される新たな課題について意見ををお願いします

「学校再編に係る地域協議会（生駒南小学校区）」（以下「地域協議会」といいます。）では、今般、生駒市教育委員会（以下「市教育委員会」といいます。）が示した「生駒市立小・中学校のあり方に関する基本的な考え方」（以下「基本的な考え方」といいます。）（※）の中で、生駒南小学校と生駒南第二小学校を再編することについて、皆さまのご意見をお伺いし、地域協議会で共有したいと考えています。

また、いただいたご意見は、整理した上で、今後の地域協議会での協議における参考とさせていただきます。「学校再編等についての意見書」という形で市教育委員会に提出します。

つきましては、基本的な考え方で示された「具体的な方策を実施する際に留意すべき事項」を除く新たに懸念される課題について、ご意見をお伺いします。また、留意すべき事項に対する必要な対応やその他のご意見もありましたら、末尾の自由記入欄にご記入ください。

なお、いただいたご意見は公開の場である地域協議会でご紹介するとともに、本書を複製し、地域協議会内で共有することもありますので、ご了承ください。

子どもたちにとって、より良い教育環境を実現するため、皆さまのご協力をお願いします。

※「生駒市立小・中学校のあり方に関する基本的な考え方」は、裏面概要及び市ホームページ（<https://www.city.ikoma.lg.jp/0000023700.html>）をご覧ください。

令和3年2月

学校再編に係る地域協議会（生駒南小学校区）

望ましい学校規模を確保するための具体的な方策を実施する際に留意すべきこと

| (1) 児童生徒の通学の負担(通学時間、通学手段等)及び通学路の安全に関すること | |
|---|----------------------|
| 市教育委員会の考え方 | あなたのご意見(必要な対応・新たな課題) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒にとって、日々の通学時間やその方法及び通学路の安全等、通学環境は非常に重要な事項です。児童生徒にとって過剰な負担とならないよう、また安全に通学できるように配慮します。 ・学校再編により、校区が広がることから、望ましい学校配置の基準を達成し、かつ安全に通学できる通学手段を確保するために、通学路の環境整備、電車の活用やスクールバスの導入も検討し、通学支援を行っていきます。 | |
| (2) 学校再編の環境変化に伴う児童・生徒及び保護者への対応に関すること | |
| 市教育委員会の考え方 | あなたのご意見(必要な対応・新たな課題) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・学校再編により、児童・生徒の学習環境や生活環境等に大きな変化が生じ、新たな生活への戸惑いに対して配慮が必要となります。学校再編について保護者や地域住民との合意形成が図られた時点で、学校再編の対象となる学校に在籍している児童・生徒については、在籍する学校で卒業ができるような形を行う等、柔軟に対応します。また、在校生に対する心のケアとしてスクールカウンセラ | |

| 一の配置を検討するとともに、保護者に対しては、日々の学校生活に関する積極的な情報発信や丁寧な相談対応等、必要な心理的支援を行います。 | |
|---|----------------------|
| (3) 通学区域の見直しに関すること | |
| 市教育委員会の考え方 | あなたのご意見(必要な対応・新たな課題) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・望ましい学校規模を確保するための方策として、隣接する学校との学校再編が最も有効であると考えますが、通学区域の変更をもって学校規模を確保できると判断される場合には、地域との関係にも配慮しつつ、学校再編とは異なる方策も検討していくこととします。 | |
| (4) 学校と地域に関すること | |
| 市教育委員会の考え方 | あなたのご意見(必要な対応・新たな課題) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・学校は、防災拠点としての避難所や地域の交流の場等、地域コミュニティの核となることが多く、学校再編によって、学校と地域との関係性に大きな影響を与えることが予想されます。したがって、学校再編の検討を進める際には、学校がまちづくりと密接不可分であることに配慮しつつ、学校と地域とが協働して学校運営・地域づくりを行えるようなシステムを構築し、コミュニティ・スクールを推進していくため、校区と行政区については、可能な限り整合性を図ることとします。 | |
| (5) 学校跡地の利活用に関すること | |
| 市教育委員会の考え方 | あなたのご意見(必要な対応・新たな課題) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・学校再編による学校跡地及び施設の利活用については、市長部局との連携のもと、地域と十分協議した上で、市として総合的に検討していくこととします。 | |
| (6) 特別な配慮を要する児童生徒への対応に関すること | |
| 市教育委員会の考え方 | あなたのご意見(必要な対応・新たな課題) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・特に特別な配慮を要する児童生徒については、学校再編により移動面や学習面等において、不利益が生じないよう必要な対応策を講じていくこととします。 | |
| 上記の留意すべき事項以外で懸念される課題があれば、必要な対応も含めご記入ください。 | |
| | |

生駒市立小・中学校のあり方に関する基本的な考え方 概要版

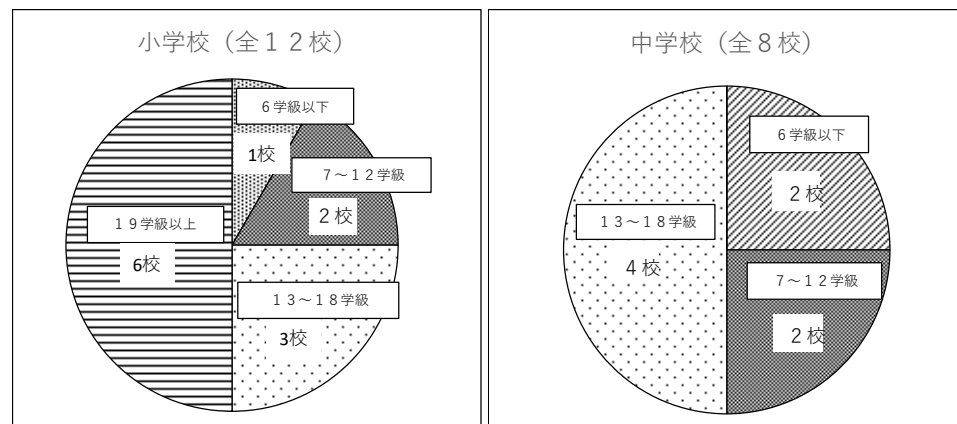
本市では、今後 20 年間で約 25% 超の児童生徒数の減少が見込まれ、一部の学校においては、さらに小規模化が進むことが懸念されるとともに、国においては、全国的な少子高齢化の状況を踏まえ、小中一貫教育や公共施設等の適正管理の推進を自治体に求めています。

このことから、本市教育委員会では、令和 2 年 6 月に策定した「第 2 次生駒市教育大綱」に掲げる「21 世紀を生き抜くしなやかでたくましい人づくり」の基本方針の下、さらなる教育環境の充実に向け、学識経験者、自治会、PTA、公募市民等で構成する「生駒市学校教育のあり方検討委員会」から答申を受けたことから、市立小・中学校の小中一貫教育の推進と学校規模適正化に伴う諸課題に対し、市民と教育委員会が「協創」して取り組む指針として、「生駒市立小・中学校のあり方に関する基本的な考え方」を策定しました。

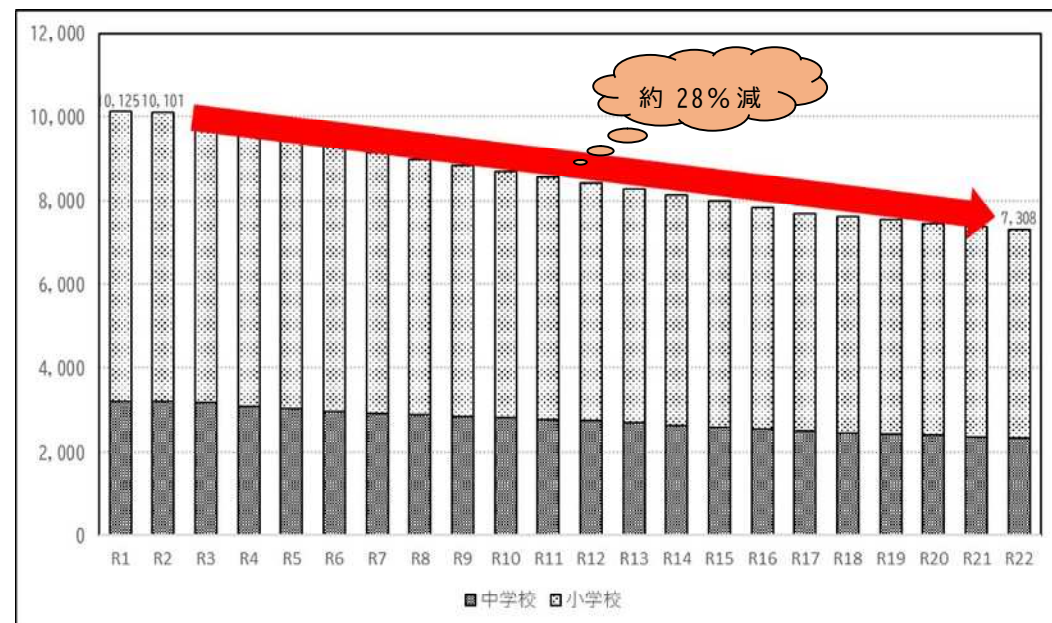


「小中一貫教育」や「コミュニティ・スクール」の内容など、基本的な考え方の詳細は、上記 QR コードからご覧ください。

<市立小・中学校の学校規模の状況(R2.5.1 現在)>



<市立小・中学校の児童生徒数推計>



<小規模校・大規模校のメリット・デメリット(抜粋)>

| | メリット | デメリット |
|------|--|---|
| 小規模校 | 【児童生徒への影響】 ①一人ひとりの状況に合わせたきめ細かな指導が行いやすい。 ②一人ひとりが活躍できる機会が多くなる。 ③異年齢交流が組みやすい。 | 【児童・生徒への影響】 ①クラス替えが全部または一部の学年でできないため、児童生徒の人間関係や相互評価が固定し、クラス替えによって意欲を新たにしづらく、新たな人間関係を構築する力 |

| | | |
|------|---|---|
| | 【学校運営】 ①施設や備品を余裕をもって使うことができる。 ②保護者や地域との連携が取りやすい。 | を育成しづらい。 ②お互いに切磋琢磨する教育活動、社会性やコミュニケーション能力を養う教育活動がしにくい。 【学校運営】 ①中学校において部活動の種類が制限される。 ②免許外指導の教科が生じ、教科担任による学習指導が徹底しづらくなる。 ③教職員一人ひとりの校務負担や行事に関わる負担が重くなり、研修や会議の時間が十分とりにくく、児童生徒への学びの充実に影響を及ぼす可能性がある。 |
| 大規模校 | 【児童・生徒への影響】 ①児童生徒相互のふれあい等の機会が多く、社会性や協調性が育成しやすい。 ②集団の中で切磋琢磨する機会が多くなる。 ③運動会等の学校行事が活発になりやすい。 【学校運営】 ①教職員数が多く、多くの先生と接する機会に恵まれる。 ②調和のとれた校務分掌が確立でき、教職員一人ひとりの負担が緩和される。 | 【児童・生徒への影響】 ①児童生徒一人ひとりが主体的に活躍する場や機会が少なくなる場合がある。 ②異学年交流の機会が設定しにくくなる。 【学校運営】 ①25 学級を超えるような規模になった場合、児童生徒 1 人当たりの校舎や運動場面積等が相対的に狭くなる。 ②教職員が十分な共通理解を図ったりする上で困難が生じる場合がある。 |

<望ましい学校規模・学校配置>

| | 小規模 | 望ましい規模 | 大規模 | 望ましい配置 (望ましい通学距離) |
|-----|---------|--|---------|----------------------|
| 小学校 | 11 学級以下 | 12 学級～24 学級(各学年 2～4 学級) | 25 学級以上 | 4km 以内 |
| 中学校 | 8 学級以下 | 9 学級～18 学級(各学年 3～6 学級) (19～21 学級も許容範囲とする) | 22 学級以上 | 6km 以内 |

<望ましい学校規模及び学校配置を踏まえた検討結果>

上記の望ましい学校規模・学校配置を踏まえ、令和 2 年 2 月に出生された生駒市学校教育のあり方検討委員会からの答申では、小学校では生駒南第二小学校、中学校では生駒南中学校に対して望ましい規模確保のための取組が必要とされ、生駒南第二小学校については、生駒南小学校との「学校再編(統合)」が有効な手法の一つとして示されました。

生駒市教育委員会の基本的な考え方

答申を重く受け止め、取組が必要とされた学校の「学校再編(統合)」について、保護者・地域の皆様と地域協議会を立ち上げ、協議を重ねながら、方向性を決定します。

<学校再編に当たり留意すべきこと>

- 通学の負担・通学路の安全
- 通学区域の見直し
- 学校跡地の利活用
- 環境変化に伴う児童・生徒、保護者への対応
- 学校と地域との関係
- 特別な配慮を要する児童生徒への対応

<魅力的な学校づくりの推進>

- 小中一貫教育の推進
- コミュニティ・スクールの推進
- 学校施設の充実

<小規模校を存続させる場合の具体的な方策>

小規模校のメリットの最大化とデメリットの最小化、モデル的な教育の充実、学校を核としたコミュニティやまちづくりの活性化につながる学校のあり方の具体化を推進

【取組例】小規模校を最大限生かした教育活動、向上心を育むための意図的な環境づくり、他の公共施設との複合化による教育活動・地域活動の充実 等

上記の<学校再編に当たり留意すべきこと>に対する必要な対応や新たに懸念される課題等について、裏面にご意見をご記入ください。ご協力をお願いします。